

化粧板等からの VOC 放散に関する表示規程

平成20年4月18日制定
平成24年4月01日改定
(一社)日本建材・住宅設備産業協会

本規定は「建材からの VOC 放散速度基準に関する表示制度運用に係わる基本的事項」に基づき作成した。

(目的)

第1条 この規程は、化粧板等からのトルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン（以下これら4物質を対象VOCという）の放散に関する表示をする制度に必要な事項を定めることにより、消費者に対し安全性及び居住性の優れた内装建材等の供給の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 化粧板等とは、基材に接着剤で化粧材料を貼付したもの、塗料で仕上げたもの及び複数の基材を練り合わせたものという。

(適用製品)

第3条 適用製品は、原則として居室の内装に用いることを目的とした木質系の化粧板等とする。

(申請資格)

第4条 申請者は、化粧板等を製造、販売又は輸入している者とする。

(審査基準)

第5条 対象VOCの放散に関する基準は「建材からの VOC 放散速度基準」（建材からの VOC 放散速度基準化研究会 平成20年4月1日制定）とする。ただし、平成18年度国土交通省補助事業「建材から発散する VOC の情報開示に関する調査研究」および平成19年度国土交通省補助事業「設備類から発散する VOC の各種測定法に関する調査研究」（ともに(一社)日本建材・住宅設備産業協会）において調査研究を行った仕様に関しては、仕様に基づく審査を行えるものとする。

第5条の2 審査基準への適合については、付則に定め、申請内容に応じて審査を行うものとする。

(申請)

第6条 申請方法は、新規又は追加の場合は別紙様式1、2及び3を、変更の場合は別紙様式4、5及び6の申請書を、又、更新の場合は別紙様式7及び8を一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会に提出する。

2 申請書には、次の資料を添付すること。

一 前条を充たすことを証する書面

- 二 必要に応じて、当該製品のカタログ、技術資料、写真(カタログに記載ある場合は不要)、工場概要等

(審査)

第7条 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、「VOC表示審査委員会」を開催して、書類審査を行い、その結果を以って別紙様式3により表示の使用を登録する。

また、審査委員会は、申請者に必要な追加の資料を求めることができる。

(有効期間及び更新)

第8条 登録された製品の有効期間は、基材、材料、加工方法に変更があったとき、又は当該登録の日から起算して三（新規登録においては二）年を経過した日の属する会計年度の末日のいずれか短い期間までとする。登録は、更新することができる。

(表示)

第9条 対象VOCに関する表示は、次の事項を表示しなければならない。

- 一 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会表示登録
- 二 適合表示
- 三 登録番号
- 四 製造者等名称
- 五 製造年月日あるいはロット番号等（本事項は構成材料を確認できる記号を記載する。記号そのものあるいは記載されている場所を明示すれば足りる。）
- 六 構成材料の問合せ先^(注)

(注) 問合せ先は、日本建材・住宅設備産業協会ホームページとし、当該ホームページには各メーカーの問い合わせ先を記載しておく。

(一社)日本建材・住宅設備産業協会表示登録	
放散量区分	4VOC基準適合
登録番号	KV-000001
製造者等名称	(株)〇〇〇
ロット番号	梱包に表示
問い合わせ先	http://www.kensankyo.org/

表示マーク例

2 表示は、製品毎が望ましいが、工事現場で確認できるのであれば、一包装、一荷口毎でもよい。工事現場に搬入されない製品については、事業者間の取り決めによることとする。

必要に応じ、注意書きとして「他の製品からVOCを吸収する恐れがあるので保管には充分注意する」旨を表示する。

また、表示登録を受けたものは、製品出荷後も表示が不正に使用されないよう注意を払い、周知、徹底を図る。

(登録を受けた製品に関する品質管理)

第10条 登録書により表示登録を受けた者は、前条に定める表示を行う製品につき、

構成材料及び製造方法が前条第1項5号に定める表記から特定できるよう、記録を出荷後5年間保管しなければならない。

(事実に反する表示)

- 第11条** 表示登録を受けた者は、前条に定める表示を事実に反し、又は誤認を生ずる恐れがある方法で使用してはならない。また、表示から生ずる一切の責任を、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会は負わない。
- 2 前項の表示が判明した場合、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、すみやかに登録の抹消、情報提供媒体からの当該製品名等の削除等を行うことができる。また、申請者に対して、原因の究明と改善書の提出を求めることができる。これに従わない場合は、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、その虚偽の表示に係る態様及び虚偽の表示を行ったものの名称、その他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をとることができる。
- 3 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、登録を受けていない製品に本表示が使用されていることが判明した場合、その虚偽等の表示に係る態様及び虚偽等の表示を行ったものの名称、その他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をとる等、本制度の適正な運用に努める。

(情報開示)

- 第12条** 登録製品の登録番号、申請者名、商品名、問合せ先は、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会のホームページ^{注1}で公表する。本規定についても同ホームページに掲載し、制度の内容を確認できるようにするものとする。

注1：URLは<http://www.kensankyo.org/>

(費用)

- 第13条** 登録及び更新に伴う費用は、付則に定める。

(室内環境改善努力)

- 第14条** 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会と申請者は、協力して室内環境改善に向けた製品の供給にさらなる努力を払い、顧客の信頼に応えることとする。

(規程に含まれない事項)

- 第15条** 本規程に定められていない事項については、VOC表示審査委員会において審議を行うものとする。

(規定の改正)

- 第16条** 本規程の改正については品質保証委員会において行うものとし、運営委員会の承認をもって発効するものとする。また、品質保証委員会は改正に伴って改正前の登録製品について登録の見直し、追加資料の要求等、必要な措置をとることができる。